

## 相続財産管理人選任について

### 1 相続財産管理人とは

相続人の存在，不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして，結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。）には，家庭裁判所は，申立てにより，相続財産の管理人を選任します。

相続財産管理人は，被相続人（亡くなった方）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い，清算後残った財産を国庫に帰属させることとなります。

なお，相続財産管理人が清算を行う中で，特別縁故者（被相続人と特別の縁故のあった者）に対する相続財産分与がなされる場合もあります。

### 2 相続財産管理人選任の申立て

#### (1) 申立人

- 利害関係人（被相続人の債権者，特定遺贈を受けた者，特別縁故者など）
- 検察官

#### (2) 申立先

被相続人の最後の住所地の家庭裁判所に申し立てることができます。

なお，広島家庭裁判所本庁に申立てをすることができるのは，被相続人の最後の住所地が，広島市全区，廿日市市，東広島市，大竹市，安芸高田市のうち八千代支所の所管区域，三原市のうち大和支所の所管区域，安芸郡，山県郡のいずれかの場合です。

#### (3) 申立てに必要な費用等

- ア 収入印紙 800円
- イ 連絡用の郵便切手 100円切手1枚，84円切手6枚，50円切手2枚  
10円切手14枚，5円切手6枚

ウ 官報公告料4230円（裁判所の指示があつてから納めてください。）

※さらに、相続財産管理人に弁護士、司法書士の専門職が選ばれる場合には、報酬を立て替えてもらうために、一定の金額を予め納付するよう求めることがあります。

(4) 申立てに必要な書類

ア 申立書

イ 被相続人の父母の出生から、被相続人の死亡までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

ウ 被相続人の住民票除票又は戸籍附票

エ 相続人が死亡している場合は、当該相続人の出生から死亡までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

オ 財産目録

カ 財産目録に記載した被相続人の財産に関する資料

（不動産については、不動産登記事項証明書）

（預貯金及び有価証券等については、通帳写し、残高証明書等）

キ 申立人の利害関係を証する資料

（申立人と被相続人が親族関係にある場合は、それを示す戸籍謄本（全部事項証明書））

（申立人と被相続人が親族関係にない場合は、賃貸借契約書写し、金銭消費貸借契約書写し等の契約関係を示す書類等）

ク 財産管理人の候補者がある場合にはその住民票（本籍の記載のあるもの）又は戸籍附票

ケ 申立人が親族以外の個人の場合、申立人の住民票、法人の場合、資格証明書

コ 被相続人の財産管理計画書（弁護士、司法書士などの専門職が申立てに関与している場合）

※ 同じ書類は1通で足りません。

※ 戸籍謄本（全部事項証明書）及び戸籍の附票については、本籍地を管轄する市区町村役場で3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 審理に必要な場合は、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

### 3 相続財産管理人選任事件の審理

(1) 家庭裁判所は、申立書や戸籍謄本等により、相続人が存在しないことを確認した上で、申立人から事情を聴いたり、相続財産管理人候補者に照会したりして、相続財産管理人を選任します。

(2) 財産管理人になるのに資格は必要ありませんが、被相続人との関係や利害関係の有無などを考慮して、相続財産を管理するのに最も適任と認められる人を選びます。場合によっては、申立人推薦の候補者ではない弁護士、司法書士等の専門職が選ばれることもあります。（なお、財産管理人から報酬の請求があった場合、家庭裁判所の判断により、相続財産や申立人の預納金から報酬が支払われることとなります。）。

### 4 相続財産管理人の職務について

(1) 相続財産管理人の職務は、相続財産の清算を目的とするものです。

相続財産管理人が選任された後の一般的な手続の流れは次のとおりです。途中で相続財産が無くなった場合は、次のクと同様に相続財産管理人選任処分の取消しの申立を行い、同取消しの審判により職務が終了します。

ア 家庭裁判所は、相続財産管理人選任の審判をしたときは、相続財産管理人が選任されたことを知らせるための公告をします。

イ 相続財産管理人は、選任後1か月以内に、被相続人の財産を調査し、家庭裁判所に財産目録を提出します。また、1年に1回は、財産管理について定期報告を行うこととなります。

ウ アの公告から2か月が経過してから、相続財産管理人は、相続財産の債権者・受遺者を確認するための公告をします。

エ ウの公告から2か月が経過してから、家庭裁判所は、相続財産管理人の申立てにより、相続人を捜すため、6か月以上の期間を定めて公告をします。期間満了までに相続人が現れなければ、相続人がいないことが確定します。

オ エの公告の期間満了後、3か月以内に特別縁故者に対する相続財産分与の申立てがされることがあります。

カ 相続財産管理人は、基本的に裁判官の許可を得て（後記2)), 被相続人の不動産や株等の相続財産を売却し、金銭に換えます。

キ 相続財産管理人は、法律にしたがって債権者や受遺者への支払をしたり、特別縁故者に対する相続財産分与の審判にしたがって特別縁故者に相続財産を分与するための手続をします。

ク キの支払等をして、相続財産が残った場合は、相続財産を国に引き継いだ上で、相続財産管理人選任処分取消しの申立を行い、同取消しの審判により、相続財産管理人の職務が終了します。

(2) 相続財産管理人が、民法103条に定められた権限（保存行為及び代理の目的たる物又は権利の性質を変えない範囲内においてその利用又は改良を目的とする行為をする権限）を超える行為（例・売買等）をする必要がある場合は、事前に家庭裁判所に「権限外行為許可」の申立てを行い、許可審判を得る必要があります。

(3) 相続財産管理人が相続財産を不正に費消した場合などには、相続財産管理人を解任されるほか、損害賠償請求を受けるなど民事上の責任を問われたり、業務上横領などの罪で刑事責任を問われたりすることがあります。

問い合わせ先 〒730-0012 広島市中区上八丁堀1-6

広島家庭裁判所家事受付係

082-228-0561